

# UAE: 新法による異議申し立てと 優先権出願への影響

2017年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

**報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2017年6月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae  
HP: www.clydeco.com

كلیدانكو  
**CLYDE & CO**

## UAE: 新法による異議申し立てと優先権出願への影響

新たな UAE 法（2017 年閣議決定第 3 号）により、今後、商標局への委任状提出の遅延は認められないことが明確になりました。

この新法は一見差し障りのないものに思われますが、知財権所有者、特に UAE 国外に拠点を置くブランドオーナーに即座に大きな影響を与えることが予想されます。それは、UAE 国外で作成された委任状の合法化に関する要件が定められたからです。合法化手続きは通常 3 週間以上の期間を要するため、新法は以下の申請や申し立てに影響します。

- **商標登録への異議申し立て：**

UAE での商標登録申請に対する異議申し立て期限は、公示日から 30 日以内とされています。この期限は延長できません。従って、海外企業が異議申し立ての期限内に委任状を用意するためには、公示から数日以内に通知を受けなければなりません。

- **優先権出願：**

パリ条約に基づく UAE での優先権出願期限の 6 カ月間を守るには、UAE 国外企業は、早期に委任状作成準備を始め、優先権出願期限までに合法化手続きまで完了させる必要があります。

優先権出願期限の 1~2 週間前まで手続きを放置すると、期限に間に合わない可能性もあります。

- **商標局への申請以前で期限を気にすべきその他の事項：**

この法改正は、委任状更新時にも影響を与えるので、例えば、委任状自体の有効期限が切れていたり、更新時に新たに代理人を任命する際には注意すべきです。

長年の間、商標局は、出願後の委任状の提出を約束する念書を、出願者が提出する限り、商標登録出願後や異議申し立て後の委任状の提出を積極的に許可してきました。

しかし、2014 年 5 月 1 日以降、商標局はこの手続きを変更し、すべての商標登録申請、更新、記録、異議申し立てを始め、同局へのあらゆる申請に対し、完全に公証済みで合法化された委任状を添えて提出することを義務付けました。

2015 年 5 月 30 日、2015 年閣議決定第 9 号により、第 2 の解決策というべき委任状提出遅延の公的手数料が導入されました。これ以降、商標局は、規定の手数料を支払い、後日に委任状を提出することを前提に、委任状を伴わない新規出願を積極的に受け付けてきました。

しかし、新法（2017年閣議決定第3号）により、2015年閣議決定第9号の関連規定は無効となり、結果として、委任状の事後提出は認められなくなりました。

この新法により大きな影響を受けるのは、UAE 国外に拠点を置き、まだ UAE での代理人を任命する委任状を用意していない企業です。このような企業は、公示日から数日以内に UAE での異議申し立ての通知を受けることができるように、委任状手続きを確実に進めておく必要があります。

委任状に基づいて UAE の現地代理人を既に任命済みの UAE 国外企業は、この新法により影響を受けることはありません。委任状が適切に発効され、公証済みで合法化されたものである限り、今後の商標登録申請、異議申し立てなど、商標局への申請に際し、既存の委任状を使用することができます。

この新法施行が UAE 国内の企業に与える影響は限定的ですが、合法化されたものではなく、公証済みの委任状を提出する必要があります。